

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………四
- ………(同)………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………五
- ………(同)………五
- 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………七
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………七
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………八
- ………(環境局環境改善部大気保全課)………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

件)……………(同)………〇

## 告示

### ●東京都告示第千四百十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二七九	雑誌	B A M B O O C O M I C S 「Q p a c o l l e c t i o n」	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		嫌いじゃないけど人間てコワイ!!!	
		五七六四一〇八	
		株式会社竹書房	

### ●東京都告示第千四百十七号

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 市街地再開発事業の種 東京都市計画事業亀戸・大

### 類及び名称

### 二 事業施行期間

鳥・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

昭和五十九年七月十一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 三 施行地区及び工区

#### (一) 施行地区

江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目、同区小松川四丁目及び江東区東砂二丁目の各一部

#### (二) 工区

第一の一工区	第一の二工区	第一の三工区	第一の四工区	第一の五工区	第一の六工区	第一の七工区	第一の八工区	第一の九工区	第二の一工区	第三工区	第四工区	第五の一工区	第五の二工区	第六工区
江戸川区小松川三丁目の一部	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	江戸川区小松川二丁目及び同区小松川三丁目の各一部	江戸川区小松川二丁目の一部	同右	江戸川区小松川一丁目及び同区小松川二丁目の各一部	江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

- 第七工区 江戸川区小松川一丁目の一部
- 第八工区 同右
- 第九工区 同右
- 第十工区 同右
- 第十一の一工区 同右
- 第十一の二工区 同右
- 第十二工区 江戸川区小松川一丁目及び江東区東砂二丁目の各一部
- 第十三工区 江戸川区小松川一丁目の一部
- 第十四の一工区 江戸川区小松川三丁目の一部
- 四 施行者の名称 東京都
- 五 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号  
東京都第二市街地整備事務所
- 六 事業計画の決定の年月日 昭和五十九年七月十一日
- 七 変更の内容 事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する。
- 八 事業計画の変更の年月日 平成三十年十月十二日

●東京都告示第千四百十八号

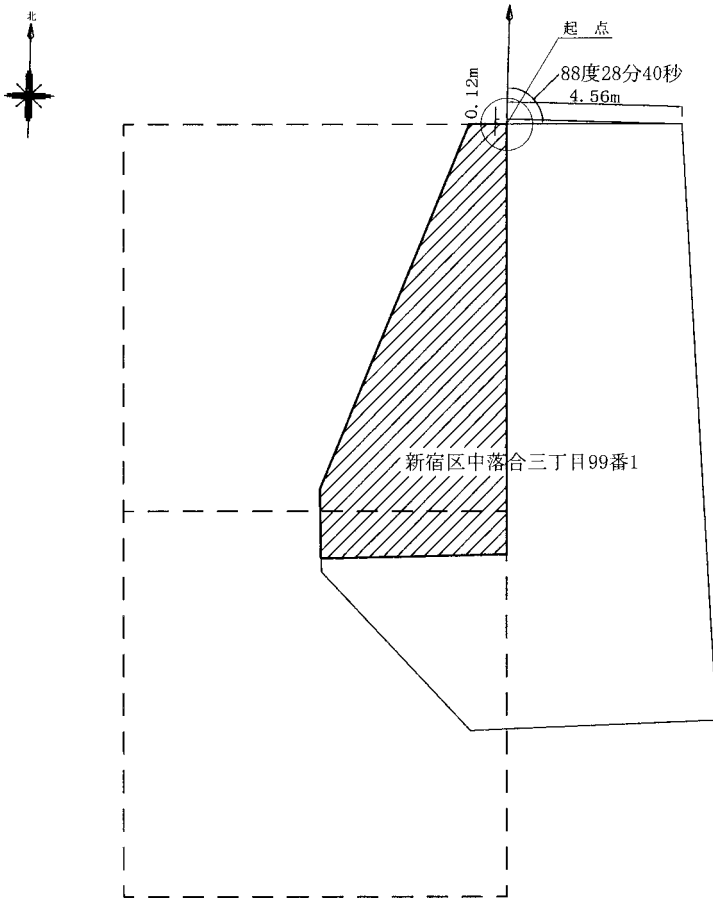
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（新宿区中落合三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



(凡例)

- - : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

(起点)

起点は、新宿区中落合三丁目99番1の最北端から真西へ4.56m、更に真南へ0.12mの地点とする。

(格子の回転角度(88度28分40秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

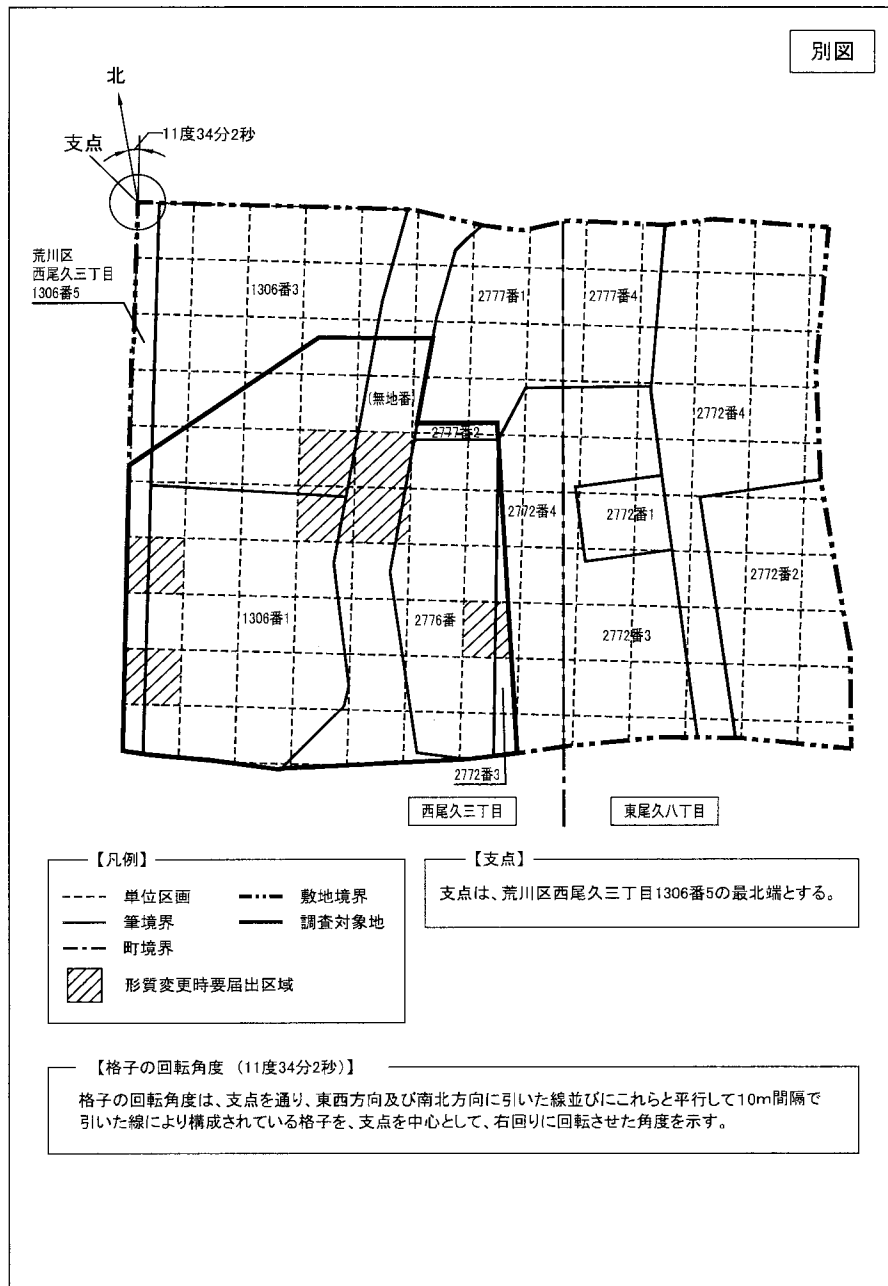
平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西尾久三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第四百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十八号、平成三十年東京都告示第八百四十四号及び平成三十年東京都告示第十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）

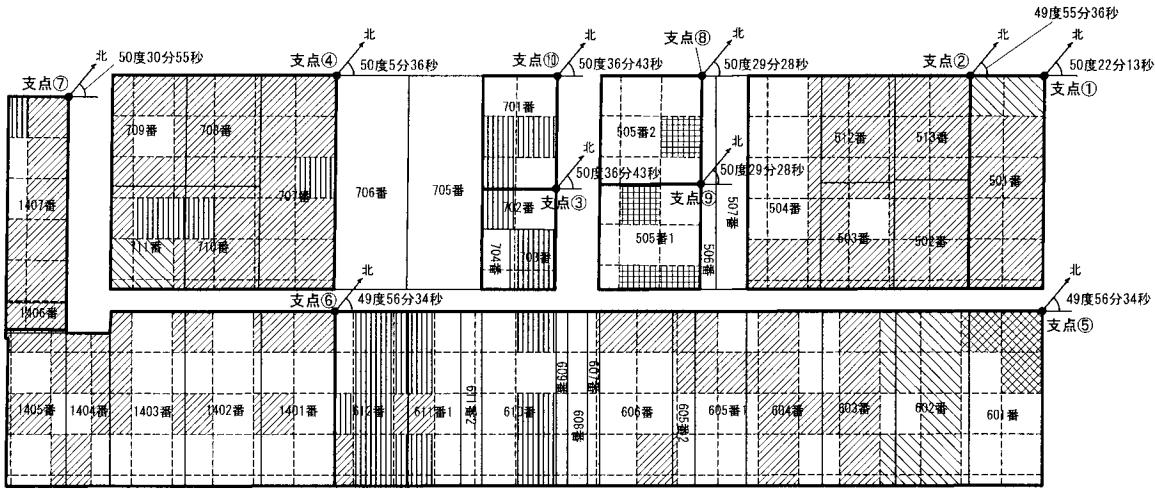
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

中央区勝どき四丁目



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1016号により指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第844号により指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
- ▦: 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)
- ▤: 指定を解除する区域

【支點】

- 支點①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支點②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支點③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支點④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支點⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支點⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支點⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。
- 支點⑧は、中央区勝どき四丁目505番2の最北端とする。
- 支點⑨は、中央区勝どき四丁目505番1の最北端とする。
- 支點⑩は、中央区勝どき四丁目701番の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支點① 50度22分13秒
- 支點② 49度55分36秒
- 支點③ 50度36分43秒
- 支點④ 50度 5分36秒
- 支點⑤ 49度56分34秒
- 支點⑥ 49度56分34秒
- 支點⑦ 50度30分55秒
- 支點⑧ 50度29分28秒
- 支點⑨ 50度29分28秒
- 支點⑩ 50度36分43秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第二百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

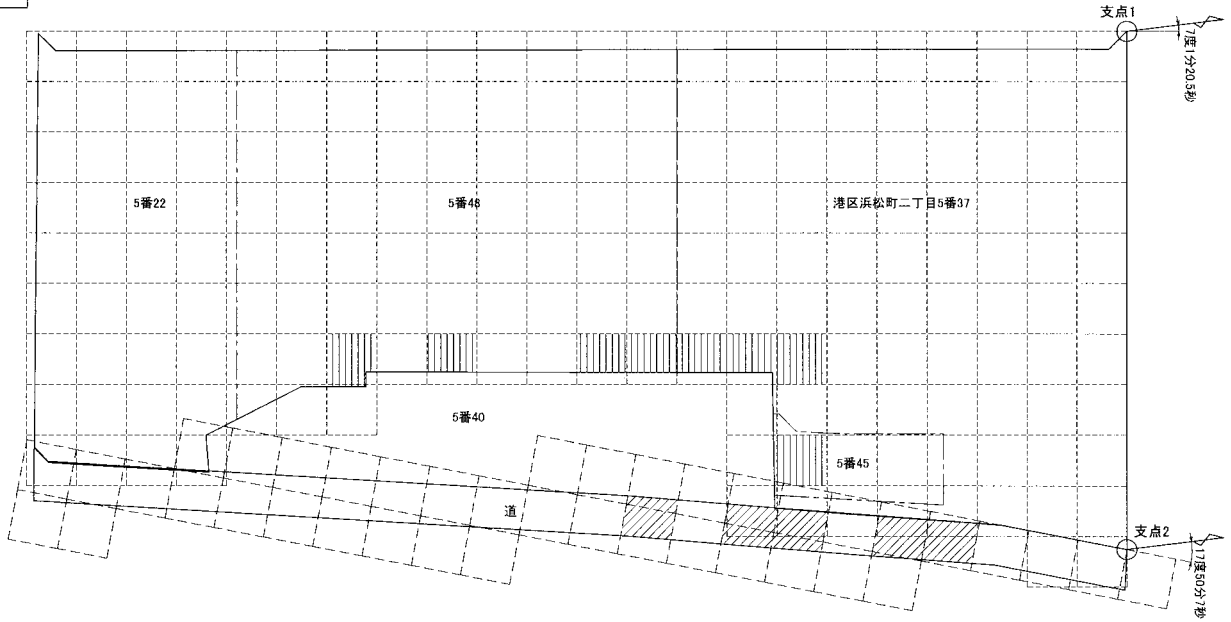
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 調査対象地
  - : 筆界
  - : 単位区画(支点1の格子)
  - : 単位区画(支点2の格子)
  - ||||| : 指定を解除する区域
  - //// : 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第97号により指定した区域)

【支点1】  
 支点は、港区浜松町二丁目5番37の最北端とする。

【支点1 格子の回転角度(7度1分20.5秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点2】  
 支点の位置は、X=-38114.410、Y=-6899.033とする。  
 支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。  
 (座標値は、座標系測地成果2000)

【支点2 格子の回転角度(17度50分7秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

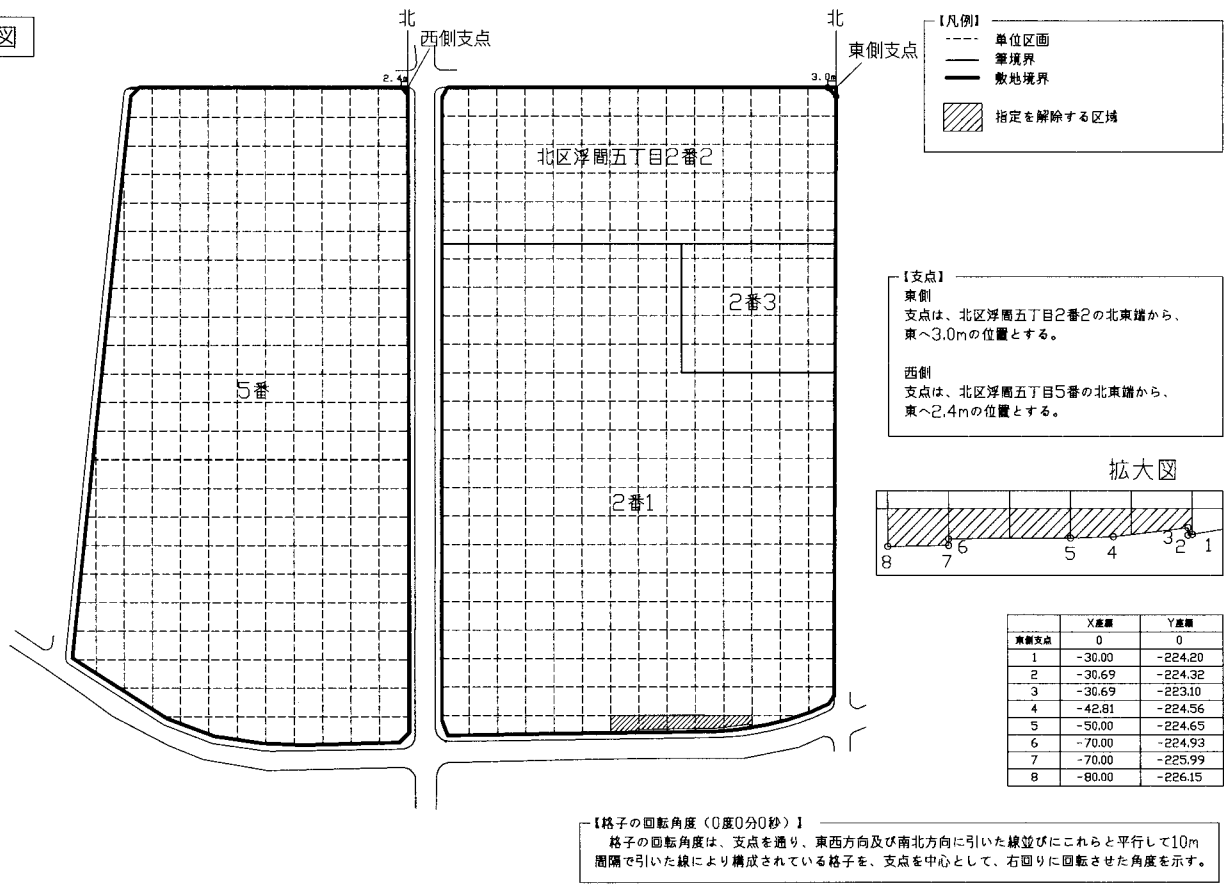
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千四百二十三号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (平成三年政令第五十二号) 第八条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者登録講習会として次のように登録した。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 講習会の実施者の名称及び所在地  
公益社団法人日本食品衛生協会  
渋谷区神宮前二丁目六番一号  
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会  
台東区下谷二丁目一番十号  
一般社団法人日本食鳥協会  
千代田区岩本町二丁目九番七号 RECビル七階
- 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地  
平成三十一年二月四日 (月曜日) から同月六日 (水曜日) まで  
食品衛生センター 五階講堂  
渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 三 受講料  
四万円

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵野市中町二丁目二千九百  
五十番四  
港区芝五丁目三十四番六号  
株式会社コスモスイニシア  
代表取締役 高木 嘉幸

西東京市芝久保町一丁目千五  
百九番二から同番四までの各  
九番十六号  
神奈川県横浜市都筑区大丸  
株式会社日興タカラコーポ  
レーション  
代表取締役 藤田 充彦

武蔵野市境五丁目千三百六十  
六番三及び同番十六  
号  
渋谷区道玄坂一丁目九番五  
号  
東急リパブル株式会社  
代表取締役 榎 真二

低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定につ  
いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十  
二年東京都条例第二百十五号）第二百二十七条第二項に規定  
する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら  
れる機器について、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機  
器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二  
号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、  
同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードAA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成三十年九月十二日



別記一 グレードA 認定番号 G A A 一八二〇〇一 G A A 一八二〇〇二	認定機器の種類 ガスヒートポンプ 同右	代表型式の名称 A F G P 5 6 0 F 2 Z ほか十一型式 A F G P 8 5 0 F 2 Z ほか十一型式	申請者の氏名又は名称 アイシン精機株式会社 同右
別記二 グレードA 認定番号 G A X 一八二〇〇一	認定機器の種類 ガスヒートポンプ	代表型式の名称 A F G P 7 1 0 F 2 Z ほか十一型式	申請者の氏名又は名称 アイシン精機株式会社

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 稲城小田良S C計画
- 二 店舗所在地 稲城市大字坂浜、大字平尾（小田良土地区画整理地区内）
- 三 設置者名 野村不動産株式会社
- 四 設置者住所 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成三十一年五月二十六日
- 七 店舗面積の合計 四千三百五十六平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二百五十二台
- 九 駐輪場の位置及び 店舗北側ほか 三百三十五台

収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百四十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内ほか 二十二・六八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがでさる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成三十年九月二十五日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 国領アーバンビル

二 店舗所在地 調布市国領町八丁目二番地六十四

三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂

四 設置者住所 千代田区三番町八番地八

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十六

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十五

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか三名

八 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十 変更日 平成二十九年九月一日ほか

十一 届出日 平成三十年九月十一日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

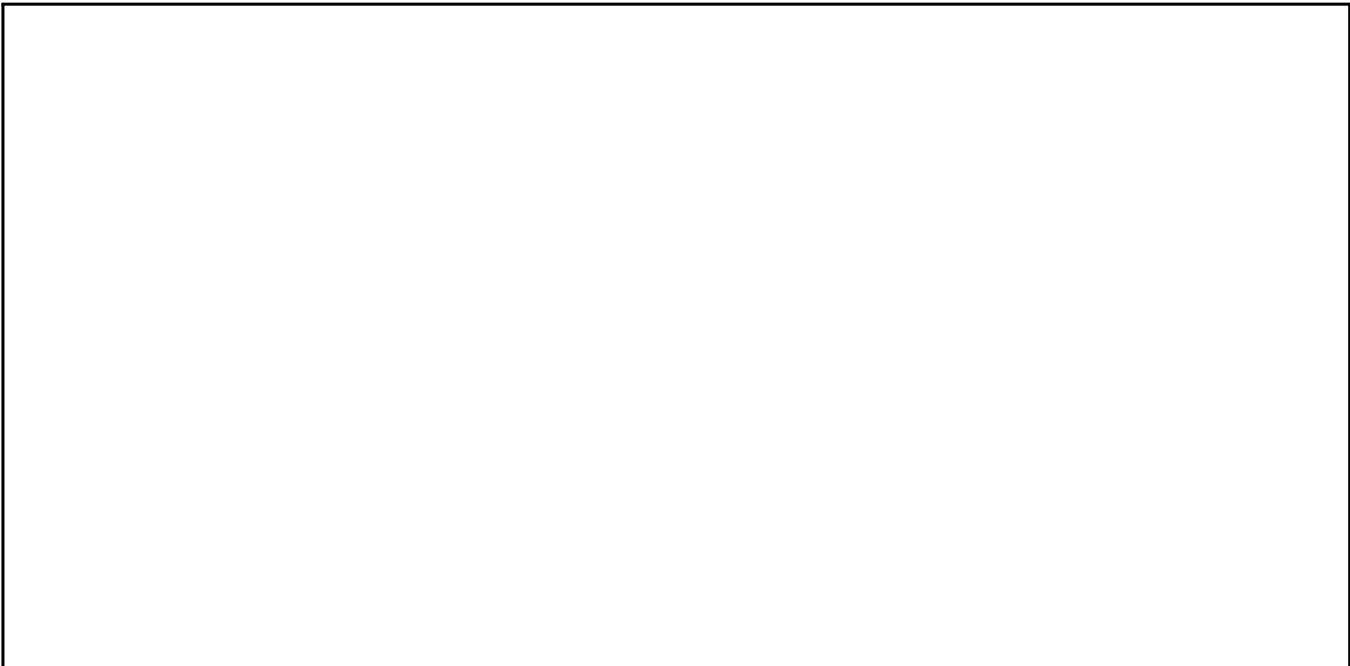
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名 三鷹ショッピングセンター第一ビル
二	店舗所在地 三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三〇〇号
三	設置者名 三鷹センター街協同組合
四	設置者住所 三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三〇〇号
五	変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア
六	変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間二百四十日に限り午前九時
七	変更後の開店時刻 午前九時
八	変更日 平成三十年九月五日
九	届出日 平成三十年九月五日
十	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十一	縦覧期間 平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十二	縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001